

千葉県大宮学校給食センター（仮称）
整備事業

実 施 方 針

平成 1 5 年 3 月 2 5 日

千葉県

目 次

特定事業の選定に関する事項.....	1
民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に 関する事項	13
公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	15
事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に 関する事項	16
事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	16
法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	17
その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	17
別添資料 1 事業スキーム	18
別添資料 2 計画地位置図	19
別添資料 3 事業の対象となる配送先と食数の一覧表	20
別添資料 4 委託料の減額及び支払い停止の方法（案）	21
第 1 号様式	23

特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

千葉市大宮学校給食センター（仮称）整備事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

千葉市長 鶴岡 啓一

(3) 事業の目的

学校給食は、義務教育諸学校における教育の目的を実現するため、成長期にある子供たちに栄養バランスのとれた食事を提供することを通じて、望ましい食習慣の養成、好ましい人間関係の形成、健康の増進などの目標を達成することを目指して、継続的かつ計画的に実施しなければならない。

本市では、このような学校給食の理念を踏まえ、より豊かで安全な学校給食の実現を目指し、努力しているところである。

現在、本市の中学校給食は、事業運営の中心である学校給食センターの老朽化等の問題を抱えているとともに、安全性の向上、食環境への対応及び運営面の環境への配慮等が求められている。

本事業は、このような課題・市民の期待に対応していくため、「より豊かで安全な学校給食の実現を」目的とする「学校給食センターの再編・整備計画」の一環として千葉市若葉区大宮町に学校給食センターを整備するものである。

また、従来から求められてきた「より効率的な運営」を図るとともに、民間が有する食品衛生に関するノウハウを活用し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づく事業手法を用いることにより、さらに安心な学校給食の実現を図るものである。

(4) 事業概要および実施上の留意点

本事業は、PFI法に基づき、PFI事業者（以下「事業者」という。）が本給食センターを整備し、運営期間内において施設の維持管理及び運営を行う。

事業は以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

食品衛生上の技術的水準を高めるための、ドライシステム及び汚染・非汚染区域の明確なゾーニングの導入

HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）の概念を取り入れた衛生管理への対応

施設の防音・脱臭を考慮した近隣との共生

省エネルギー化

生ごみの減量化及び再資源化への対応

(5) 施設の概要

施設の概要は次のとおりである。

事業用地：千葉市若葉区大宮町1068番他

敷地面積：9,789㎡(事業範囲外の通学路，養護学校の利用地及び道路拡張用地分を含む)

供給能力：11,000食/日

(6) 事業の内容

ア) 事業方式

施設は事業者が所有するBOT方式とする。

イ) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・ 工事期間 平成16年4月から平成17年1月まで10ヶ月間
- ・ 開業準備 平成17年2月から平成17年3月まで2ヶ月間
- ・ 運営期間 平成17年4月から平成32年3月まで15年間

なお、平成32年4月以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見をききながら、市が事業期間内に決定する。

ウ) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

施設の設計・建設業務

- (ア) 施設の設計・建設業務
- (イ) 外構の設計・建設業務
- (ウ) 調理設備の設置業務
- (エ) 施設備品の設置業務
- (オ) 工事監理業務
- (カ) 開発行為の認可及び建築確認申請等の手続業務及び関連業務

施設の維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務(建築物の修繕業務を含む)
- (イ) 建築設備保守管理業務(建築設備の修繕業務を含む)
- (ウ) 外構等保守管理業務(外構の修繕業務を含む)
- (エ) 調理設備保守管理業務(調理設備の修繕業務を含む)
- (オ) 清掃業務
- (カ) 警備業務

運営業務(学校給食に係る業務)

- (ア) 調理業務(下処理業務,配缶業務を含む)
- (イ) 運搬・回送業務
- (ウ) 洗浄・残飯処理業務
- (エ) 運営備品の調達業務(配送車を含む)

市への施設の所有権移転業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達業務
- ・ 検収業務
- ・ 給食費の徴収管理
- ・ 配送校の変更等による食数調整(配送校の変更条件,食数の最低保証については入札説明書に示す。)

エ) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり,原則としては,市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

市は,事業者が実施する施設の設計,建設への対価を,賃借料として,あらかじめ定める額を運営期間にわたって事業者に支払う。この額は,各回の支払いにおいて同額とする。なお,提案から市の指定する日(平成17年1月末日とする。)までの金利変動については,これを勘案して賃借料の額を改定する。

市は,事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を,委託料として運営期間にわたって事業者に支払う。委託料は,物価変動に基づき,年に1回改定する。また,委託料は固定料金と,変動料金で構成されるものとする。

固定料金には,施設保守管理,清掃,警備,車両調達等にかかる費用が含まれ,変動料金には,提供食数に応じて変動する調理人件費,光熱水費,残飯処理費等にかかる費用が含まれることを想定している。

(7) 事業のスケジュール

- | | |
|--|------------------------|
| (ア) 事業予定者選定 | 平成15年10月上旬 |
| *事業者は,平成15年11月中旬までに,本事業を実施する特別目的会社(以下「SPC」という。)を千葉市内に設立する。 | |
| (イ) 仮契約 | 平成15年11月下旬 |
| (ウ) 契約議案の議会への提案 | 平成15年11月下旬 |
| (エ) 事業契約の締結 | 平成15年12月中旬 |
| (オ) 施設の設計・建設 | 平成15年12月～平成17年1月(約1年間) |
| (カ) 開業準備 | 平成17年2月～平成17年3月(2ヶ月間) |
| (キ) 施設の維持管理・運営 | 平成17年4月～平成32年3月(15年間) |
| (ク) 施設の引渡し | 平成32年3月 |

(8) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、以下の法令等を遵守すること。

【法令・施行令・施行規則】

学校保健法

学校給食法，同施行令及び施行規則

建築基準法，同施行令及び施行規則

都市計画法，同施行令及び施行規則

高齢者・障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
（ハートビル法），同施行令及び施行規則

消防法，同施行令及び施行規則

下水道法及び同施行令

水道法及び同施行令

水質汚濁防止法及び同施行令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令

大気汚染防止法及び同施行令

騒音規制法及び同施行令

振動規制法及び同施行令

各種の建築関係資格法・業法・労働関係法及び関連施行令・施行規則

その他の関連法規

【要綱・各種基準等】

学校給食衛生管理の基準（文部科学省）

大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）

集団給食施設の衛生確保に関する要綱（厚生労働省）

弁当及びそうざいの衛生規範について（昭和54年6月29日 環食第161号）

建設工事安全施行技術指針

建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）

建設副産物適正処理推進要綱

建設工事共通仕様書及び同標準図

機械設備工事共通仕様書及び同標準図

電気設備工事共通仕様書及び同標準図

その他の関連要綱・各種基準等

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

- (1) 本事業をPFI事業として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること、及び事業期間を通じた千葉市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とする。具体的には、次により評価を行う。
 - (ア) PFI事業として実施することの定性的評価
 - (イ) 市の財政負担見込額による定量的評価
 - (ウ) 事業者に移転するリスクの評価
 - (エ) 上記による総合的評価
- (2) 市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収についての適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。
- (3) 特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、速やかに公表する。
- (4) 前号の公表は、公告の手続きをもって行う。

民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、総合評価一般競争入札により行う。なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

平成15年 3月25日(火)	実施方針の公表
平成15年 3月28日(金)	実施方針に関する説明会
平成15年 3月28日(金)～ 4月 7日(月)	実施方針への意見の受付
平成15年 4月18日(金)	実施方針への意見に対する回答
平成15年 4月25日(金)	特定事業の選定・公表
平成15年 5月16日(金)	入札公告及び入札説明書等の交付
平成15年 5月20日(火)	入札説明書に関する説明会及び現地見学会
平成15年 5月30日(金)	入札説明書等に関する第1回質問受付
平成15年 6月13日(金)	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
平成15年 6月20日(金)	参加表明書, 参加資格審査申請書類受付
平成15年 7月 2日(水)	参加資格審査結果の通知
平成15年 7月 3日(木)～ 7月15日(火)	参加資格がないと認めた理由の説明要求
平成15年 7月 3日(木)	入札説明書等に関する第2回質問受付
平成15年 7月18日(金)	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
平成15年 7月22日(火)	参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答
平成15年 8月29日(金)	入札及び提案書の受付
平成15年10月上旬	落札者決定及び公表
平成15年11月下旬	仮契約締結
平成15年12月中旬	事業契約締結

(2) 応募手続き等

ア. 実施方針に関する説明会

民間事業者に本事業への参加を求めするため、実施方針に関する説明会を開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等に関し、説明を行う。

説明会について

- ・日 時：平成 15 年 3 月 28 日（金）午後 2 時～午後 3 時
- ・場 所：千葉市生涯学習センター 3 階 大研修室
- ・住 所：〒260-0045 千葉市中央区弁天 3-7-7
- ・電 話：043-207-5811
- ・ホームページアドレス http://www.manabi.city.chiba.jp/gakushu_ce/

* 事前の申込は不要とする。ただし、参加状況によっては、1 社あたりの人数を制限することがある。

* 説明会で実施方針の配布は行なわない。

* 車での来場は不可。

上記に関する問い合わせ先

- ・千葉市教育委員会 学校教育部 保健体育課
- ・電 話：043-245-5945
- ・F A X：043-245-5982
- ・E-mail：hokentaiiku.EDS@city.chiba.jp
- ・千葉市ホームページアドレス <http://www.city.chiba.jp/>

イ．実施方針への意見の受付

実施方針に関する意見を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：平成 15 年 3 月 28 日(金)～4 月 7 日(月)

(イ) 受付方法：千葉市教育委員会学校教育部保健体育課宛に持参，ファクシミリ又は E メールにより提出すること。(添付の第 1 号様式)

F A X：043-245-5982

E-mail：hokentaiiku.EDS@city.chiba.jp

ウ．実施方針への意見に対する回答

実施方針に関する意見に対する回答書を希望者に対し、平成 15 年 4 月 18 日(金)午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時、千葉市教育委員会学校教育部保健体育課において配布する。また、千葉市ホームページにおいても同日から回答書を公開する。

エ．特定事業の選定・公表

実施方針に関する意見を踏まえ、P F I 事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、平成 15 年 4 月 25 日(金)に公表する。

オ．入札公告・入札説明書交付

特定事業の選定を踏まえ，平成 15 年 5 月 16 日（金）に入札公告を行い，入札説明書，要求水準書，特定事業契約書（案）及び落札者決定基準等を交付する。

カ．入札説明書に関する説明会及び現地見学会

入札説明書に関する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。

（ア）説明会

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・日 時：平成 15 年 5 月 20 日（火）午前 10 時～午前 11 時 30 分・場 所：未定 |
|--|

（イ）現地見学会

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・日 時：平成 15 年 5 月 20 日（火）午後 2 時～午後 4 時・場 所：現地 |
|---|

* 現地集合とする。

上記に関する問い合わせ先

- ・ 千葉市教育委員会 学校教育部 保健体育課
- ・ 電 話：043-245-5945
- ・ F A X：043-245-5982
- ・ E-mail：hokentaiiku.EDS@city.chiba.jp
- ・ 千葉市ホームページアドレス <http://www.city.chiba.jp/>

キ．入札説明書等に関する第 1 回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問を次のとおり受け付ける。

（ア）受付日時：平成 15 年 5 月 30 日（金）午前 9 時～午後 5 時

（イ）受付方法：質問書（入札説明書に添付）に記入の上，Eメールにより提出すること。

E-mail：hokentaiiku.EDS@city.chiba.jp

ク．入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問に対する回答書を希望者に対し，平成 15 年 6 月 13 日（金）午前 9 時～正午，午後 1 時～午後 5 時，千葉市教育委員会学校教育部保健体育課において配布する。また，千葉市ホームページにおいても同日から回答書を公開する。

ケ．参加表明書，参加資格審査申請書類の提出

入札参加者は，参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し，参加資格の審査を受けることとする。

(ア) 受付日時：平成 15 年 6 月 20 日（金）午前 9 時～正午，午後 1 時～午後 5 時

(イ) 受付場所：千葉市教育委員会 学校教育部 保健体育課

住 所：〒260-8730

千葉市中央区問屋町 1-35 千葉ポートサイドタワー11 階

電 話：043-245-5945

コ．参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を平成 15 年 7 月 2 日（水）に入札参加者に通知する。

サ．参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは，参加資格がないと認めた理由について，平成 15 年 7 月 3 日（木）～7 月 15 日（火）までに書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を，平成 15 年 7 月 22 日（火）に行う。

シ．入札説明書等に関する第 2 回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第 2 回質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付日時：平成 15 年 7 月 3 日(木)午前 9 時～午後 5 時

(イ) 受付方法：質問書（入札説明書に添付）に記入の上，Eメールにより提出すること。

E-mail：hokentaiiku.EDS@city.chiba.jp

ス．入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第 2 回質問に対する回答書を質問者に対し，平成 15 年 7 月 18 日(金)午前 9 時～正午，午後 1 時～午後 5 時，千葉市教育委員会学校教育部保健体育課において配布する。また，千葉市ホームページにおいても同日から回答書を公開する。

セ．入札及び提案書の受付

参加資格が確認された入札参加者から，本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を平成 15 年 8 月 29 日（金）に受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は，入札説明書において提示する。

ソ．落札者決定・公表及び事業契約締結

提出された提案書について総合的に評価を行い，千葉市 P F I 事業審査委員会の審査を経て，平成 15 年 10 月上旬(予定)に落札者を決定する。落札者は，平成

15年11月下旬を目途にSPCを設立し、その後市と仮契約を締結する。市は、事業契約に関する議会の議決を経た後、平成15年12月中旬(予定)に、SPCと事業契約を締結する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア．入札参加者は、本施設を設計する企業(以下「設計企業」という。)、本施設を建設する企業(以下「建設企業」という。)及び運営を実施する企業(以下「運営企業」という。)を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、入札参加者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- イ．入札参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- ウ．一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- エ．落札者は、仮契約締結までに市内にSPCを設立するものとし、少なくとも代表企業はSPCに対して出資を行うものとする。
- オ．建設企業は、SPCから請け負った建設業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知することとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- ア．本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ．本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ．設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - (ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
 - (イ) 市の平成15年度入札参加資格を有していること。
 - (ウ) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。
- エ．建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
 - (イ) 市の平成15年度入札参加資格を有している者で、建築工事にAランクで登録され、延床面積3,000㎡以上の施工実績を有していること。
- オ．運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。

- (ア) HACCPに対する相当の知識を有していること。
- (イ) 給食事業（学校給食に限らず）の運営能力及び調理実績を有していること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- ア．地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者
- イ．設計企業及び建設企業においては、市の指名停止措置を受けている者
- ウ．会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者
- エ．本事業に係るコンサルタント業務に関与した者
 - * 本事業の業務に関わっているものは、パシフィックコンサルタンツ株式会社である。
- オ．最近1年間の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、入札結果の公表までの期間、及び落札者決定後、仮契約締結までの期間に、入札参加者または入札参加者を構成する企業が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会

学識経験者等で構成する千葉市PFI事業審査委員会が入札書類等の審査を行い、千葉市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、落札者を決定する。

(2) 審査の手順及び方法

(ア) 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

(イ) 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、審査委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、各評価項目ごとに得点化、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

(ウ) 審査事項

審査事項は「入札説明書」に添付する「落札者決定基準」に示す。

(工) 審査結果

審査結果は公表する。

民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別表に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、契約書（案）に示すものとする。

3 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。なお、具体的な監視の方法、内容等については、契約書（案）に定める。

また、事業者の提供する施設の整備、維持管理及び運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、別添資料を参照のこと。

表 リスク分担表(案)

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	入札説明書リスク	入札説明書等の誤り，内容の変更に関するもの等		
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更		
		利益にかかる法人税率の変更		
		上記以外の税率変更及び新設課税		
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		
	第三者賠償リスク	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等によるもの		
	住民問題リスク	本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動，訴訟		
		調査・工事に関わる住民反対運動，訴訟		
	事故の発生リスク	調査・建設・運営段階での事故の発生		
	環境保全リスク	設計・建設・運営するうえでの環境の破壊		
	設計・測量・地質調査の誤りリスク	市が実施した設計・測量・地質調査部分		
		事業者が実施した設計・測量・地質調査部分		
	事業の中止・延期に関するリスク	市の指示，議会の不承認によるもの		
		事業者の事業放棄，破綻によるもの		
物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ			
	施設の供用開始後のインフレ・デフレ			
金利変動リスク	提案から市の指定する日までの金利変動			
	市の指定する日以降の金利変動			
不可抗力リスク	天災・暴動等による設計変更・中止・延期			
計画・設計	設計変更	市の提示条件・指示の不備，変更によるもの		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		
	応募コスト	応募費用に関するもの		
	資金調達リスク	必要な資金の確保に関すること		
建設	工事遅延・未完工リスク	工事遅延・未完工による開業の遅延		
	工事費増大リスク	市の指示による工事費の増大		
		上記以外の工事費の増大		
	性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む）		
一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害			
運営	計画変更リスク	事業内容・用途の変更に関するもの		
	運営費上昇リスク	物価，計画変更等以外の要因による運営費用の増大		
	施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		
	性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む）		
	需要の変動リスク	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等，市の責による需要の変動		
		生徒数の変動による需要の変動		
		食べ残し等による残菜の変動（市の作成する献立による影響も含む）		
	調理事故・異物混入等リスク	検収時における調達食材の異常（検収後に明らかになったものを含む）		
		検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常		
		検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		
調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常				
調理，配送業務における異物混入等				
配送の遅延リスク	配送の遅延による問題の発生			

：主分担 ：従分担
 不可抗力リスク：事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。
 需要の変動リスク：市は，提供食数が一定の範囲となるよう調整する。

公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地条件

- (1) 建設予定地：千葉県千葉市若葉区大宮町 1068 番地先
- (2) 用途地域：指定なし（都市計画区域内，市街化調整区域）
- (3) 建ぺい率 / 容積率：50%（上限） / 100%（上限）
市街化調整区域における開発行為等の基準（平成 6 年 10 月 千葉市都市局
都市部宅地課）による
- (4) 敷地面積：9,789.01 m²（事業範囲外の通学路，養護学校の利用地及び道路拡張用地分を含む）

2. 施設要件

(1) 基本的考え方

施設・設備等については，衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については入札説明書に添付する「要求水準書」で示すが，近年の O - 157 等に係る状況に鑑み，ドライシステム，汚染・非汚染区域の明確なゾーニング，HACCP の概念を取り入れた衛生管理に対応した施設・設備等を想定している。

(2) 施設機能

学校給食センターに必要な機能は以下のとおりとする。なお，市として施設・設備等に要求する機能水準については「要求水準書」で記載する。

本体施設	給食エリア	前室 検収室 食品庫・乾物庫・冷蔵庫・冷凍庫 下処理室 割卵室 調理室 揚げ物・焼物室 和え物室 コンテナ室 器具洗浄室 洗浄室 準備室 1 準備室 2 廃棄庫 雑品庫 油庫 残菜処理室
	事務エリア	事務室 会議室 空調機室 洗濯室，乾燥室 調理員用休憩室（男女） 調理員用更衣室 事務職員用更衣室 調理員用シャワー室 事務職員用便所 外来用便所 多目的便所 調理員用便所
付帯施設	駐車場 駐輪場 バイク置場 運転手控室，ゴミ置場，廃水処理施設	
その他	調理能力 11,000 食	

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

- 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
 - (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解約することができる。
 - (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
 - (3) 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
 - (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
 - (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。
- 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合
不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

4 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者
に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受ける
ことができる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けることがで
きるよう努める。

また、本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」融資の対象事
業である。

その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成15年第1回定例会に付議し、平成
15年3月6日付で可決している。事業契約の締結に関する議案は、平成15年第4
回定例会(12月議会)に付議する予定である。

2 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

場 所：千葉市教育委員会 学校教育部 保健体育課
住 所：〒260-8730
千葉市中央区問屋町 1-35 千葉ポートサイドタワー11階
電 話：043-245-5945
F A X：043-245-5982
E-mail：hokentaiiku.EDS@city.chiba.jp
千葉市ホームページアドレス <http://www.city.chiba.jp/>

別添資料 1 : 事業スキーム図

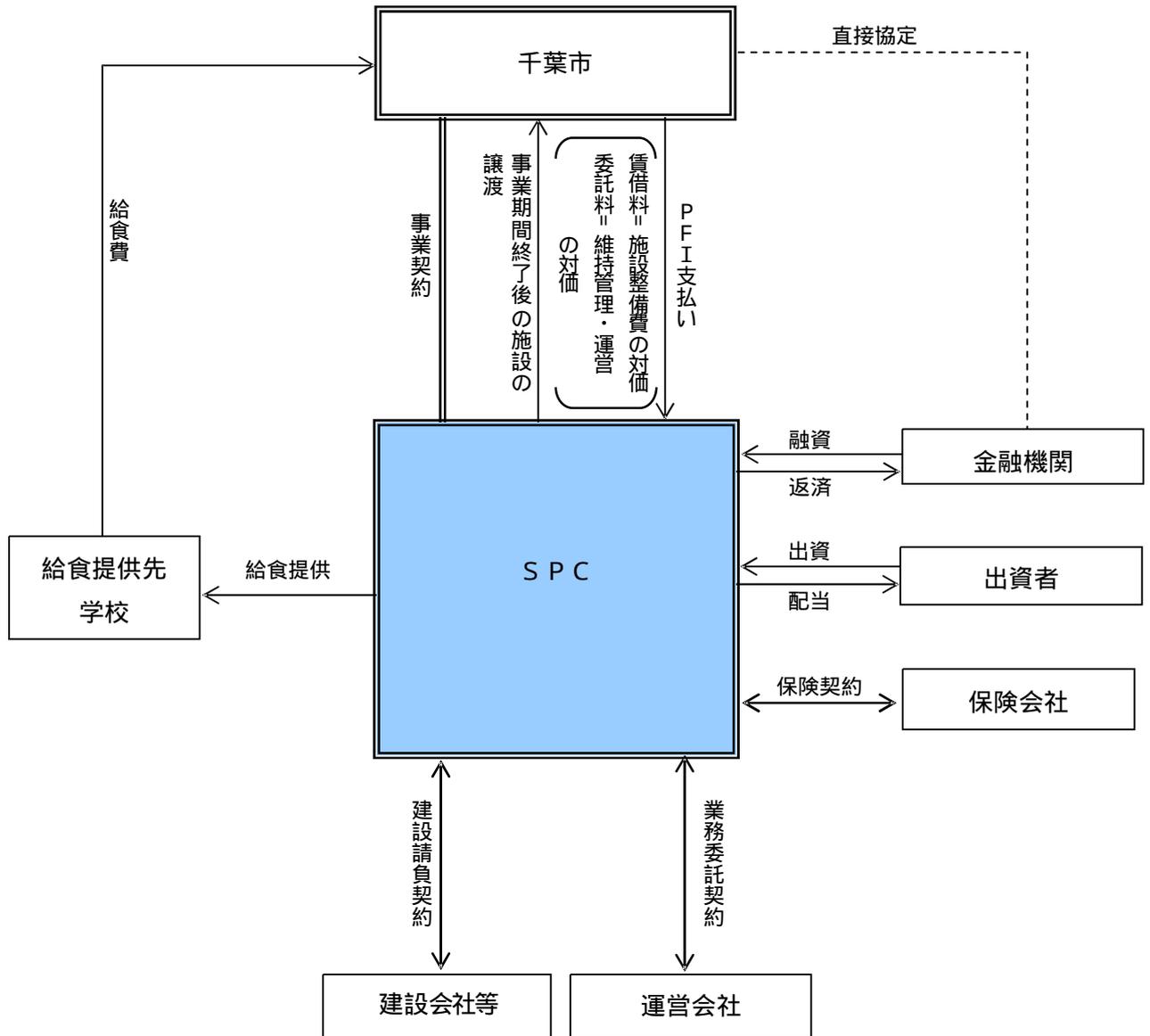


図 事業スキーム (BOT方式)

別添資料 2 : 計画地位置図



本計画地の位置

別添資料 3 : 事業の対象となる配送先と食数の一覧表

平成 14 年 5 月 1 日現在

学校名	食数	現況の給食センター
葛城中学校	384	新港 C
加曽利中学校	580	新港 C
末広中学校	233	新港 C
貝塚中学校	607	新港 C
松ヶ丘中学校	454	新港 C
星久喜中学校	257	新港 C
小 計	2,515	
土気南中学校	608	塩田 C
白井中学校	190	塩田 C
大宮中学校	277	塩田 C
越智中学校	299	塩田 C
川戸中学校	182	塩田 C
誉田中学校	678	塩田 C
生浜中学校	648	塩田 C
泉谷中学校	737	塩田 C
更科中学校	80	塩田 C
有吉中学校	702	塩田 C
土気中学校	293	塩田 C
蘇我中学校	844	塩田 C
大椎中学校	572	塩田 C
小計	6,110	
千城台西中学校	364	こてはし C
千城台南中学校	377	こてはし C
若松中学校	637	こてはし C
小 計	1,378	
合 計	10,003	

別添資料4：委託料の減額及び支払い停止の方法

1. 減額等の対象

- ・減額等の対象となる支払は，維持管理及び運営の対価である委託料とする。

2. 減額等の措置を講じる事態

- ・事業者の責任により，事業契約，入札説明書等，応募者提案その他に示される維持管理業務及び運営業務に関する内容を履行していないことにより，以下に示す状態に陥った場合，または陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ，給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ，給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル3	指定時間以外に給食を提供した場合(生徒が給食を食した場合)
レベル4	給食を提供できなかった場合(生徒が給食を食すことができなかった場合)

3. 減額等の決定過程

- ・レベル1またはレベル2の状態に陥っていることが，業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合，市は，その程度，緊急度等を勘案し，事業者に相当な是正期間を提示する。
- ・事業者は，市の提示する是正期間内にレベル1またはレベル2の状態を改善することにより，ペナルティポイントのカウントを免れるが，市の提示する是正期間を経過しても改善されない場合，1日につき，レベル1は1ポイント，レベル2は2ポイントのペナルティポイントをカウントする。
- ・レベル3またはレベル4の状態に陥った場合，1日につき，レベル3は2ポイント，レベル4は4ポイントのペナルティポイントをカウントする。
- ・市及び事業者は，ペナルティポイントのカウントに際し，必要に応じて協議することができる。

4. 委託料のうち変動料金の減額

- ・レベル4については，該当する食数分について変動料金から減額する。

<算定式 >

$$\text{減額分} = \text{変動料金} \times \text{未提供給食数} \div \text{提供予定給食数} (\text{食数} \times \text{提供日数})$$

5. 委託料総額の減額

- ・サービス購入費支払期間（各年度の半年間）における累積ペナルティポイントが以下に達した場合は、減額等の措置内容が決定する。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
0～4	減額等なし
5～9	20%の減額
10以上	支払停止

- ・上表の 20%の減額は、変動料金の減額分があった場合は、これらを合算して減額する。

<算定式 >

減額分 = 委託料（固定料金 + 減額前の変動料金）× 20% + 算定式 で求められる額

- ・累積ペナルティポイントが 10 以上の場合、支払停止とするが、翌期のサービス購入費支払期間における累積ペナルティポイントが 4 以下であれば、翌期分の支払時に、当該委託料相当額の 80%を加算して支払う。（ただし、レベル4による変動料金の減額分については控除する。）

<算定式 >

翌期の加算分 = 当該期の委託料（固定料金 + 減額前の変動費）× 80% - 当該期の算定式 で求められる額

- ・累積ペナルティポイントが 10 以上の場合で、翌期のサービス購入費支払期間における累積ペナルティポイントが 5 以上であれば、契約を解除することができる。

実施方針に関する意見書

千葉市長 鶴岡 啓一 宛

意見者 会社名 _____
所在地 _____
担当者 _____
氏 名 _____
所 属 _____
連絡先 _____
電 話 _____

千葉市大宮学校給食センター（仮称）整備事業の実施方針に関して、以下の意見がありますので提出します。

意見

関連頁
意見内容

) 意見は1枚につき1問とし、簡潔に取りまとめて記載すること